対象受検 機関	検出事項		是正を求める事項		措置の内容
中央府税事務所	特別休暇(服喪休暇)について、親族の対象るものがあった。  職員 続柄  配偶者のおば(服喪休暇対象	休暇承認日	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行わ 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する	れたい。	誤って承認した特別休暇については速やかに取り消し、 年次休暇として処理を行った。 再発防止策として所属職員に対し、申請及び承認を行う
	A 外)	令和3年9月14日	当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める 員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合に に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間に に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で る期間	る場合 人事委 は、次の各号 は、当該各号	際には、職員の勤務時間、休
			別表第5 (第10条関係)	日数 7日 3日 1日	

監査(検査)実施年月日(委員:令和—年—月—日、事務局:令和4年10月14日)

対象受検 機関				検出事項				是正を	そ求める事項		措置の内容
中央府税事務所	びその	結果説明等に	要する時間に		て、人間ドックの受診及 ことができるが、職免の されていた。	所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。					誤って承認した 職務専念義務の免 除については速や かに取り消し、年
	職員	受診内容	受診日	受診等の時間	職務に専念する 義務の免除を 承認した時間	(	第35条 鵈	念する義務 <b>)</b> 裁員は、法律又は条例に	特別の定がある場合を除く外、		次休暇として処理 を行った。 今回の検出事項
		人間ドック結果に伴う	令和3年 12月3日	午前9時 <b>00</b> 分 から 午後0時 <b>15</b> 分ま で	午前9時 <b>00</b> 分 から 午後0時 <b>15</b> 分まで	1 1	方公共団	日体がなすべき責を有す 厚念する義務の特例に関	ドてをその職責遂行のために用いる職務にのみ従事しなければかける 引する条例】		の原因は、申請者 が職員健康管理事 業における服務の 取扱いについて正
	A	受診勧奨に よる再検査 及び受診	令和4年 1月 <b>11</b> 日	午前9時 <b>00</b> 分 から 午前1 <b>0</b> 時1 <b>5</b> 分ま で	午前9時 <b>00</b> 分 から 午前 <b>10</b> 時 <b>15</b> 分まで	1 : '	第2条 R 規定する の職員に	5特定地方独立行政法人 は、次の各号の一に該当	した地方独立行政法人法第2条 、(以下「特定地方独立行政法人」 「する場合においては、あらかじ 事長を含む。) 又はこれらの委任	」という。) ごめ任命権	確な認識を欠いていたことと、承認者の確認不足によるものであった。
							者の承認		京念する義務を免除されることだ		再発防止策とし て所属職員に対 し、服務に係る申 請を適正に行うよ
						ŧ	見定集・ラ ○条例に基	ータ集」) よづく職務専念義務の免	服務】(総務事務システム「マ は除 の特例を「職務に専念する義務		う、また直接監督 責任者が承認を行 う際には、その要 件の確認を確実に
						5	定めており		は、例外的に職務に専念する義 は、例外的に職務に専念する義系		行うよう周知徹底 した。 今後も定期的に
							根拠	条文	具体例	備考	所属職員に向けて注意喚起を行い、
							条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の 実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検 診、大腸検診 (以下略)	(略)	引き続き法令等に 基づいた適正な事 務処理に努める。

監査(検査)実施年月日(委員:令和—年—月—日、事務局:令和4年10月14日)

対象受検機関	検出事項						是正		措置の内容			
障がい者自立セ ンター	の勤務	に服さなかっ	た時間は年代		ついて、受診終了後 e行わなければなら ていた。		所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられ					
	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する 義務の免除を 承認した時間	第35条 鵈	念する義務) 战員は、法律又は条例に	こ特別の定がある場合を除くタ すべてをその職責遂行のため。		次休暇として処理を行った。 今回の原因は、申請者 が職務専念義務の免別		
	A	A     人間ドック     令和3年 7月5日     午前9時00分 から 午後0時00分 まで     午後5時 まで		午前9時 <b>00</b> 分 から 午後5時 <b>30</b> 分 まで (全日)	ix は 下か。 「職務に 「職務条 にいじ委 にいじ委 にをが この任をが にす。 でので にもので にもので にもので にもので にもので にもので にいいで のので にいいで のので にいいで のので にいいで のので のので にいいで のので のので のので のので のので のので のので	共団体がなすべき責 意する義務の特例に 念する義務の免除) すの職員及び府が設立 る特定地方独立行政 の職員は、次の各号の が権者(特定地方独立行 では、次の各号の がでする。	を有する職務にのみ従事しな 関する条例】 した地方独立行政法人法第2 法人(以下「特定地方独立行政 つーに該当する場合においては 行政法人の理事長を含む。)又は 、その職務に専念する義務を免	ければな 条第2項 法人あら これらの	について正確な認識を 欠いていたこと、 でいていたこと、 不 を 表 で あっため、 所 全 職 員 に 対 の ため、 適 除 は 入 全 職 員 に 対 の 強 え 意 き に か と も に 、 所 変 も に 、 が ま ま で と も に 、 が ま ま と い て も と い て も と い て も で と い て も で と い て も で と い て も で と い て も で の 強 化 を 図 っ た 。			
						アル・規定 ○条例に基 本府にお に関する発 定めており	至集・データ集」) こづく職務専念義務の いては、職務専念義系 を例」及び「職務に専念	簿、服務】(総務事務システム 免除 務の特例を「職務に専念する義 念する義務の特例に関する規則 は、例外的に職務に専念する義	務の特例   」により			
						根拠	条文	具体例	備考			
						条例 第2条 第2号	厚生に関する計画 の実施に参加する 場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検 診、大腸検診 (以下略)	(略)			

### 契約手続の不備

対象受検機 関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
池田保健所	面により通知させ、承認しな 下記委託契約について、受 続を行っていたが、その後、 承認にあたって、書面通知の	所に再委託の必要が生じた場合は、発注者は受注者に書きければならないとされている。 受注者から再委託に係る書面通知を入手した上で承認手変更契約により委託期間を延長した際の再委託に係るの人手や再委託の意思決定が行われていなかった。  ス感染症疑い患者のPCR検査に係る検体採取等業務委託令和3年4月1日から同年6月30日まで7,080,290円検体採取業務検体採取受付業務及び検体採取場内整理業務令和3年4月1日から同年6月30日まで14,366,411円  令和3年4月1日から同年9月30日まで14,366,411円	実施する際には、指針等に基づき、再委託に係る書面 通知の入手や書面による承認手続の実施など、適正な 事務処理を行われたい。 【季託役務業務における再季託等の承認事務に関	横出事項の原因は、変更契約に 変更際の原因は、変更契約に 変更に の原因は、変更契約に の原因は、変更契約に を発起してもたり。 を記に を記に を記してもたり。 のののである。 では では のののでは のののでは ののでは のののでは のののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでで のので のの		

対象受検機関		村	出事項		是正を求める事項	措置の内容		
池田保健所	った。オ	簿を確認したところ、 本件については、本来 が、当該手続が行われ 日付 令和3年12月16日	、早退ありと7 年休取得によ	り処理することとし	検出事項について、速やかに是正措置を講じると	検出事項について、年次休暇取得手続を行っ た。		

対象受検機関			検出事項		是正を求める事項	措置の内容		
池田保健所			自しないものを承認	戦務専念義務の免除に 図していた。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、 所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられ たい。	誤って承認した職務専念義 務の免除については、これを取 り消し、年次休暇として処理を		
	職員				【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その	行った。 検出事項の原因は、申請者が 新型コロナウイルス感染症の 濃厚接触者における職務専念		
	A	令和 4 年 2月 <b>14</b> 日	午前9時 <b>00</b> 分 から 午後5時 <b>30</b> 分 まで (全日)	新型コロナウイル ス感染症の濃厚接 触者に該当する可 能性があったため	勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。 【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除)	義務免除の範囲について認識 不足であったこと及び直接監督責任者においても確認不足 であったことにある。 再発防止策として、所内職員 に服務に関する申請を適正に		
					第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2 項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」 という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あら かじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれ らの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除 されることができる。 三 前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行 政法人の職員に係るものにあっては、当該特定地方独立行政法人の 理事長)が定める場合	行うように周知を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際は、申請内容を再確認するように徹底する。		
					【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ 任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する 義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合			
					【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】 第8-3 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤すること が著しく困難であると認められる場合の職務専念義務免除の取扱い について 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著し く困難であると認められる場合の服務上の取扱いについては、本府人 事委員会との協議の上、職免規則第2条第12号に該当するものとし、 職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。			

	(1) 職務に専念する義務を免除する場合 b 保健所(帰国者・接触者相談センター)等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合 (2) 職務に専念する義務を免除する期間 (1) b に該当する場合、濃厚接触者として外出自粛等の協力要請を受けた期間又は時間	
--	---	--

# 不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関		1	<b>食出事項</b>		是正を求める事項	措置の内容			
池田保健所		確認したところ、退勤の記 着) をしていたにもかかわ った。			また、正しい年休取得時間となるよ う不足分について、年次休暇取得手続				
	職員	出張先	出張日	未払旅費額	発防止のために所属のチェック体制の 強化を図られたい。				
	A	大阪市中央区	令和 3 年11月10日 810円		JANUCE DAVOICE O	を行い、直接監督責任者が出勤簿エラーを確認することで、チェック体制を			
	あった。	ていたにもかかわらず、仕							
	職員	出張先	出張日	未払旅費額					
	A	大阪市中央区 令和3年9月28日		720円					
		大阪市中央区	令和3年12月1日	720円					
	この内1付承認されてい	件については、出張用務前 いた。	は年休を取得していたが	、誤った時間で届出・					
	職員	(誤)年休取得時間	(正)年休取得時間	実際の勤務時間					
	A	午前9時15分から 午後2時 <b>00</b> 分まで	午前9時15分から 午後3時 <b>00</b> 分まで	午後3時 <b>00</b> 分から 午後5時 <b>45</b> 分まで					
					*** (				

# 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関			検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
藤井寺保健所	消しを忘	れたものがあった。 旅費支出の際にチェッ	ノクされず、そのまま	: 承認された後、当該重 決裁を行ったため、 方 A入力日 重複入力日 令和3年10月19日		を講じるとともに、所属のチェック体制 い、領収証書を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。 今回の原因は、申請者、直接監督責任者及び旅費支給事務担当者の確認不足であった。 本件指摘事項について、所属内で共有し、旅費事務の適正な執行について注意喚起を行った。
							今後は、職員による登録時及び承認者 による承認時に重複登録がないかの確 認を行うとともに、旅費支給事務の際 は、複数人で旅費明細内訳書の確認を徹 底し、法令等に基づき適正な事務処理を 行う。

対象受検機関		村	出事項		是正を求める事項	措置の内容			
藤井寺保健所	った。オ	簿を確認したところ。 体については、本来 が、当該手続が行わる 日付	年休取得によ	り処理することとし	たい。今後、再発防止のために所属のチェック	今回の原因は、職員が年次休暇の申請を失念してV たことと、職員及び直接監督責任者の出勤簿状況の確認不足であった。			
	· A	令和4年3月25日	早退	年休入力漏れ	体制の強化を図られたい。	本件指摘事項については、所属内で共有し、適正な処理を行うよう注意喚起を行った。 今後は、職員及び直接監督責任者による出勤簿状況の確認を徹底することでチェック体制を強化する。			

# 不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関				検出事項				是	是正を求める	事項		措置の内容
藤井寺保健所	専念	議務免 ていた	除申請としてシス 。そのため、管内	る管内出張について、「ステム登録を行い、決対出張に係る旅費も未対	裁権者が誤って承 払となっていた。	を確	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因 を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必 要な措置を講じられたい。					免除については、これを取り消し、 管内出張旅費を支給した。 今回の原因は、申請者及び直接監
		職員	出張先	出張日	未払旅費額							-   督責任者が職員健康管理事業にお   -   ける服務の取扱いについて、正確な
		A	大阪市中央区	令和3年4月21日	460円	i -	【職員健康管 局)(令和:			<b>答の取扱い」⁻</b>	一覧表(知事部	認識を欠いていたことであった。 本件指摘事項について、所属内で 共有し、服務に係る取扱いの周知を
		В	大阪市中央区	令和3年8月31日	410円		//3/		<u> </u>		a (. HH.)	
					_		   健康診断	等の種類	取扱い(生	受診に要するほ	時間 <i>)</i>	行った。
							(区		1次検診	2 次検診 [精密検査]	管理検診	今後は、申請者が適正な申請を行 うとともに、直接監督責任者が承認 を行う際には、その要件の確認を徹
							一般定健	一般定期 健康診断	出張	出張	出張	底することで適正な事務処理を行 う。
												-
										<del></del>		

# 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関		検出될	事項		是正を求める事項	措置の内容	
藤井寺保健所	た。  種別 許可数:	可の更新について、公有原	対産台帳への登 年間使用料 (注1) 29,120円 (注2) 10,780円 定に伴う登載か	<ul> <li>許可期間</li> <li>平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで</li> <li>平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで</li> <li>ぶ行われず「25,520円」のまま</li> <li>行われず「9,940円」のまま放</li> </ul>	検出事項について、速やかに公有財産 台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する 等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に 基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する 行政財産の使用の許可の内容につ いて、知事が別に定めるところに より公有財産台帳に登載し、毎年	検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。 今回の原因は、当該事務処理についての認識不足と担当者間の引継ぎが十分	
					【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付 又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登 録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使 用承認の状況に異動があったとき は、システムを用いて異動登録を 行うものとする。		

# 公有財産管理の不備

対象受検機関	│ │ │ │	項	是正を求める事項	措置の内容
藤井寺保健所	行政財産の使用許可状況の確認について、の調査が実施されず、財産活用課長への報(※1)様式1:使用許可及び貸付に関(※2)様式2:使用許可及び貸付状況が施設名:藤井寺保健所種別 許可数量 許可目的 ESCO事業における省エネルギー設備の設置 ※ 公有財産規則第29条に基づく減額後の	告(※2)も行っていなかった。 けるチェックリスト こ関する実地調査報告書 使用料 許可期間 21,450円※ 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。  【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等(財産管理者)の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査、確認しなければならない。 【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について(通知)(平成30年3月13日 財産活用課長)】 1 毎年7月1日(以下「基準日」という。)現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト(様式1)により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書(様式2)により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。	検出事項について、チェックリ 調査を実施活用まり財産活用のた。 事務により財産事務のである。 今回ル等について、本件指摘であるのである。 中心の時について、本件指行では、本件指行では、下のでは、下のでは、下のでは、下のでの使用がである。 でのでは、本件がでのである。

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
泉佐野保健所	件につい 手続が行	算を確認したところ、遅いては、本来年休取得に けわれずに放置されてい	こより処理するこ。 ハた。 -	ととしていたが、当該		取得が未処理となっていたため、異動先に手続を依頼し、当該職員の出勤簿により手続が
	職員 A	日付 令和4年1月27日	田勤簿表示 遅参	年休入力漏れ	られたい。	また、再発防止策として、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守するよう職員への周知を行うとともに、直接監督責任者によるチェックの徹底を図った。

監査(検査)実施年月日(委員:令和―年―月―日、事務局:令和4年10月3日から令和5年1月31日まで)

# 契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
こころの健康総合センター	大阪府財務規則第68条第3号を適用して契約保証金を免除してい	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する 等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。	本件検出事項の原因は、契約保証金免除の適用条件について、正確な認識なないでいます。
	たが、契約保証金免除申請書を確認したところ、契約金額の7割に満たない履行実績が含まれており適用条件を満たしていなかった。 契約名称:令和3年度自殺予防集中電話相談事業 1 契約金額:9,367,802円(7割の契約金額は、6,557,461.4円) 2 過去2年間の数回以上の契約実績 (1) 4,503,501円 (2) 4,829,651円 (3) 9,148,030円	【大阪府財務規則】 第68条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 三 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 【大阪府財務規則の運用】 第68条関係 1 規則第68条第3号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事(建設業法の別表に掲げるもの)の区分、船舶(建造及び修理)等をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の7割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の7割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、契約金額は、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。 なお、「過去2年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。	確な認識を欠いてことである。 再発防止のため、本件指摘事項を幹部会議において共有するとともに、所内会計研修において、大阪府財務規則の適用条文ののででである際の根証を免除を確認のでは、関係法令等に基づき適正な契約事務の執行を行う。

# 決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
こころの健康総合センター	タクシー借上料について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。 契約名称:タクシー借上に係る契約 1 契約期間:令和3年4月1日から令和4年3月31日 2 経費支出変更何書の起案日:令和4年4月20日 3 経費支出変更何書の決裁日:令和4年4月21日 4 支出負担行為変更額:18,682円	検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出同書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出同書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出同書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。	検出事項の原因は、担当者が当該事務処理を失念していたものである。 今後、同様の事案を発生させないよう、所内会計研修において本件指摘事項を共有し、注意喚起を行った。 また、特に年度末に支出すべき経費が確保できているかリストを作成し、担当者だけでなく複数人で確認を行うなどチェック体制を強化し、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

# 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関			検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
こころの健康総合センター	消しを忘	張をシステムに重複しれたものがあった。 旅費支出の際にチェッ。 出張日 令和3年11月25日	して入力し、そのまま , クされず、そのまま			検出事項について、速やかに是正措置 を講じるとともに、所属のチェック体制	過誤払となった旅費については、戻入 手続を行い、職員からの返納を確認し

対象受検機 関			検出事	項		是正を求める事項	措置の内容
こころの健 康総合セン ター	人間ドック (二次検診) に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。						本件について、誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を
	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念す る義務の免除 を承認した時 間	(職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その 勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用 い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなけ	行った。 本件検出事項の原因は、 申請者が職員健康管理事業 における服務の取扱いにつ
	A	人間ドック (二次検診)	令和3年 8月3日	年後1時00分から 年後1時45分まで (全日) に対している。 年後1時45分まで (全日) に対している。 「職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第25 に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらたしめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。		し、服務に係る申請を適正	
						二 厚生に関する計画の実施に参加する場合 【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。	う注意喚起を行った。
						根拠 条文 具体例 備考   健康管理   条例 厚生に関する計画 ア. 希望者を対象のもの 第2条 の実施に参加する 人間ドック、婦人科 (略) 検診、大腸検診 (以下略)   紫杏 (ฝ杏) 実施年月日 (委員・会和一年-月-月   第2条 (検査) 実施年月日 (委員・会和一年-月   第2条 (検査) 実施年日 (英国・会和一年-月   第2条 (検査) 実施年日 (英国・会和一年   第2条 (検査) 実施年日 (検査) 実施年日 (英国・会和一年   第2条 (検査) 実施年日 (基本・会和一年   42条 (基本・会和   42条 (基本・会	

# 不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
こころの健康総合センター	ついては、管内出張(宅着)をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。					また、所内会計研修において職員に対し、旅
	職員	出張先	出張日	未払旅費額		今後は、各課において、職員の出張入力等を
	A	豊中市	令和4年1月25日	720円		複数職員で確認することとし、承認者は課員の     出張届が適正に提出されているか確認の上、承
						認することで適正な事務処理を行う。

# 時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容
こころの健康総合センター	合には、接監督責外勤務、とが支給さ	職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが9件あった。  職員 事実発生時期 件数  A 令和3年7月 1件  令和3年6月 1件		もに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速 やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、 直接監督責任者による確認を徹底することなどを通 じ、適切な服務管理を行われたい。	本件については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。 なお、所内会計研修において職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。
		令和3年10月	1 件		
		令和3年7月	1件		
	C	令和3年10月	3件		
	D	令和3年5月	1件		
		·			

# リース資産の計上誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
こころの健康総合センター	下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが、計上していなかった。また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登載もされていなかった。  借入件名 こころの健康総合センターで使用する緊急車両の賃貸借1台借入金額 7,620,480円 平成30年3月1日から令和6年2月29日まで	に、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行わ	
	1	<u> </u>	